

独立行政法人国立美術館経営会議規則

制定 令和4年4月27日

国立美術館規則第7号

[一部改正：令和5年3月28日改正 国立美術館規則第6号]

(設置)

第1条 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）の経営に係る重要事項について審議し、戦略的、効果的かつ効率的な業務執行を図るため、国立美術館に理事長、理事、副理事、各館の館長及び国立アトリサーチセンター長で構成する会議（以下「経営会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 経営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 国立美術館の運営に関する基本方針その他の重要方針に関する事項
- 二 社会的要請等を踏まえた経営戦略の企画・立案及び事業の効果的・効率的な執行に関する事項
- 三 中期計画、年度計画に関する事項
- 四 業務方法書、法人に係る規則の新設、改廃に関する事項
- 五 業務評価に関する事項
- 六 人事に関する重要な事項
- 七 予算及び決算に関する事項
- 八 自己収入の確保に関する事項
- 九 その他必要な事項

(招集等)

第3条 経営会議は、理事長が招集し、これを主宰する。

(開催)

第4条 経営会議は、原則として月1回開催するものとする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、臨時に経営会議を開催することができる。

(監事の出席)

第5条 理事長は、監事に対し経営会議への出席を求め、意見を求めることができる。

(職員の出席)

第6条 理事長は、審議事項に関連する国立美術館の職員に出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(外部有識者の出席)

第7条 理事長は、国立美術館の職員以外の者であって、美術の振興に関する専門的識見を有する者に対し経営会議への出席を求め、意見を求めることができる。

(事務)

第8条 経営会議に関する事務は、事務局総務企画課において処理する。

(運営の細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、経営会議の議事運営上必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年3月28日から施行する。